

審議案件に関する概要

令和元年11月14日第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)
届出日	平成31年4月23日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社西條 代表取締役 西條 敬弘	名寄市西3条南6丁目25番地1

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	ベストホーム名寄南店 名寄市字徳田249番1号外		
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社西條 代表取締役 西條 敬弘 名寄市西3条南6丁目25番地1		
変更しようとしている事項	変更前	変更後	
(3) 施設の配置	荷さばき施設の位置	届出書添付資料図-3(1)のとおり	届出書添付資料図-3(2)のとおり
	廃棄物保管施設の位置	届出書添付資料図-3(1)のとおり	届出書添付資料図-3(2)のとおり
(4) 施設の運営方法	開店時刻・閉店時刻	開店時刻:届出書別紙3小売業の状況(変更前)のとおり 閉店時刻:届出書別紙3小売業の状況(変更前)のとおり	開店時刻:届出書別紙3小売業の状況(変更簿)のとおり 閉店時刻:届出書別紙3小売業の状況(変更後)のとおり
	駐車場の利用時間帯	午前9時00分～ 午後11時30分	24時間
	駐車場の出入口の数及び位置	数:出入口3箇所 位置:届出書添付資料図-3(1)のとおり	数:出入口5箇所 位置:届出書添付資料図-3(2)のとおり
	荷さばき時間帯	午前7時45分～ 午後4時00分	荷さばき施設①: 午前6時00分～ 午後10時00分 荷さばき施設②:24時間
(5)変更する年月日	令和元年12月19日		

3. 審査事項

(1) 駐車場整備への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数202台 > 設置台数177台 ※届出台数のほかに24台の駐車マスがあり、駐車場東側には大型車両も利用しやすいよう広いスペースを設け、繁忙時にも対応できる十分な駐車スペースを確保。			
	従業員駐車場等の整備	来客駐車場とは別に敷地駐車場内に30台確保			
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	12台 ・運用実績を参考に計画しており、駐輪場が不足することはないと考える。 ・自動二輪車の来客は少ないことが予想され、来客駐車場に駐車した場合でも対応が可能と考える。			
	来客車両等の入出庫方法	・来客自動車を一且待たせるような入口ゲート、遮断機等はなく入庫待ちは発生しないと考える。 入庫処理能力:450台/時以上 入庫処理時間:8秒以下/台			
	搬入車両等の誘導	・荷さばき施設① 処理能力18台/時に対し、ピーク時3台/時の搬入。 ・荷さばき施設② 処理能力6台/時に対し、ピーク時1台/時の搬入。 ・十分な施設面積を確保しており、入庫待ちは発生しない。 ・計画的搬入により、一時的搬出入車両が集中しないように配慮する。			
	歩行者の安全対策	・店舗社員、取引業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における走行に際しては低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。			
	交通整理員の配置	・大規模な販売促進催事を行う際には交通整理員を配置して、交通安全と円滑な来客自動車誘導の確保を図る。			
	除排雪による堆積方法	・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・従業員駐車場、冬季堆雪場所及び駐車場外周部に一時堆雪するが、適宜排雪を行って必要駐車台数の確保に努める。			
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	60dB	41dB	○
		2	60dB	44dB	○
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	50dB	30dB	○
		2	50dB	37dB	○
夜間の音源毎騒音レベル最大値の	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
	a1	空調機①	60dB	42dB	○
a2	空調機②	60dB	31dB	○	

予測結果	a3	空調機③	60dB	38dB	○
	a4	冷凍機①	60dB	28dB	○
	a5	排気①	60dB	32dB	○
	A1	空調機③+排気①	60dB	39dB	○
	b1	台車音	60dB	40dB	○
	b2	後進警報音	60dB	59dB	○
	b3	荷捌音	60dB	47dB	○
	c1	来客自動車走行音	60dB	70dB	△
	d1	ドア開閉音	60dB	67dB	△

敷地境界で規制基準値を超える、c1、d1について、直近住居壁際等で再計算した結果、次のとおり規制基準値を下回る。

再計算点	規制基準値	予測結果	備考
c1'	60dB	33dB	
d1'	60dB	34dB	

騒音問題の一般的対策	・店舗社員や取引先に対して自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行う。	
荷さばき作業等の対策	・搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音はもとより排気ガスの削減を配達業者とともに取り組む。	
付帯設備・施設等の対策	・計画的な商品搬入により搬入車両の低減及び荷さばき作業時間の短縮を図る。	
青少年の蟻集等の対策	・夜間は駐車場の定期巡回により、駐車場内の防犯を図る。	
その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に午後10時以降及び午前6時以前に行わないように努める。 ・万一騒音問題が発生した際には、迅速に対応、対策を行う。 	
(3)廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 19m ³ ≤ 設置容量 45m ³ (届出は38m ³)
	保管場所の位置、構造等	・廃棄物保管施設は建物内部及び堅牢な物置等で、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。
	運搬・処理対策	・廃棄物の分別を徹底し運搬時の引取作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	・廃棄物の分別処理の徹底に努め、焼却・埋め立て処分量の削減に配慮する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・生ごみ等の保管は、密閉保管して悪臭の発生を防ぐ。
	その他の対応方策	・店舗運営責任者(店長など)連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対策を講じる。
(4)街並みづくり等への配慮	・当地域において街並みづくりが行われる場合、取組みを阻害することのないよう調和を図る。	
(5)防災対策への配慮	・地方公共団体等から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。	

(6)防犯対策への配慮	・夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図る。
(7)関係行政機関との協議状況	
公安委員会 (旭川方面名寄警察署)	協議済み
地元市町村(名寄市)	協議済み
道路管理者 (北海道開発局旭川開発 建設部土別道路事務所)	協議済み
その他関係機関	

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見なし
(2)住民等の意見	意見なし

5. 道(上川総合振興局連絡調整会議)の意見案

意見なし
